

自動車検査証の伸長に係る有効期間について

令和2年4月16日

注) 下記の有効期間以外は伸長対象外になります。

7都府県※1の自動車で車検査証の有効期間「令和2年4月 8日～5月31日」

※1 東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡

40道府県※2の自動車で車検査証の有効期間「令和2年4月17日～5月31日」

※2 上記以外

車検査証の有効期間が
「令和2年2月28日～3月31日」
(全国)

はい

はい

車検受検日が4月30日以前
! 車検の伸長はできません!

車検受検日が5月1日～6月1日

車検受検日が4月30日以前

車検証の有効期間過ぎ

車検の伸長を希望

車検の伸長を希望

はい ⑤

はい ①

はい ③

通常的車検：有効期間は
検査の日から起算

例) 令和2年4月28日→令和4年4月27日
(受検日) (新満了日)

車検伸長：有効期間の
新満了日は
令和3(4)年6月1日

車検伸長：有効期間の
新満了日は
令和3(4)年4月30日

いいえ

②-1 (有効期間過ぎ)

通常的車検：有効期間は
検査の日から起算

例) 令和2年5月20日→令和4年5月19日
(受検日) (新満了日)

前の自賠責保険の終期から
伸長した期間の自賠責
保険の加入契約も必要

いいえ ⑥

通常的車検：有効期間は
車検査証満了日翌日から起算
例) 令和2年4月21日→令和4年4月21日
(旧満了日) (新満了日)

②-2 (有効期間過ぎでない)

通常的車検：有効期間は
車検査証満了日翌日から起算
例) 令和2年5月26日→令和4年5月26日
(旧満了日) (新満了日)

いいえ ④

通常的車検：有効期間は
検査の日から起算
例) 令和2年4月20日→令和4年4月19日
(受検日) (新満了日)

②-1、④及び⑤の場合で、検査の日まで
自動車を使用されている場合は、前の自
賠責保険の終期からの自賠責保険の加入
契約が必要です。

自動車検査証の有効期間伸長による更新を希望する場合の考え方

注: 下記対象期間の方は、令和2年6月1日まで有効期間が伸長されているため、緊急事態宣言期間中の検査は控えていただきますようお願いいたします。

① 2 / 28 公示 【対象】 全国
有効期間満了日 令和2年2月28日～3月31日 ⇒ 4月30日

② 4 / 7 公示 【対象】 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県
有効期間満了日 令和2年4月8日～5月31日 ⇒ 6月1日

③ 4 / 16 公示 【対象】 全国に拡大
有効期間満了日 令和2年4月17日～5月31日 ⇒ 6月1日

該当する車両	2月		3月																																		
	28	29	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
① 2/28公示	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土

該当する車両	4月																														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
① 2/28公示	4月30日への伸長可能受検日																														
② 4/7公示																															
③ 4/16公示																															

該当する車両	5月																															6月	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
① 2/28公示																																	
② 4/7公示																																	
③ 4/16公示																																	

※更新の際、伸長による更新を希望する自動車かどうか、窓口へお申し出願います。

※ ①の伸長対象車両であって、希望により②③と同様の伸長措置を受けることも可能。ただし、有効期間満了日が令和2年6月1日に伸長されているため②③同様に令和2年5月1日以降に受検する必要があります。(土、日、祝日除きます)